

制度 Q & A

	質問	回答
1	食料費の対象範囲はどこまでですか。	食材のほか、弁当などの加工食品や菓子類、飲料類など飲食物は対象としますが、調理器具や容器等は対象外です。
2	補助対象期間はいつからいつまでですか。	令和7年4月1日から令和8年2月28日までの期間に生じる経費を対象とします。なお、交付決定日以降に生じる費用が補助対象経費となりますので御注意ください。
3	何歳までの食事提供が補助対象となりますか。	年齢制限はありません。子どもの居場所づくりを行う活動に対しての補助であるため、活動の中で保護者等に食事を提供するための食料費も補助対象として認めます。
4	利用料（食事代）を徴収していますが、補助は受けられますか。	食料費が利用料を上回っている部分について補助対象額となります。支払った食料費から徴収した利用料など本補助金以外の収入を差し引いた額が補助対象額となります。利用料など本補助金以外の収入が食料費を上回る場合は、本補助金の補助対象外となります。 例①) 食料費100,000円，利用料80,000円の場合 $100,000円 - 80,000円 = 20,000円$ （補助対象経費） 例②) 食料費100,000円，利用料100,500円の場合 $100,000円 - 100,500円 = -500$ （500円の利益）→補助対象外
5	都道府県知事等が行う食品衛生責任者養成講習会等を修了した者（以下「有資格者」といいます。）の配置について、例を示してください。	次のとおりです。 例) 4月1日交付申請，4月7日交付決定の場合 4月8日から数えて30日目にあたる5月7日以内に設置されていなければなりません。

6	要件を満たせなかった場合、どうなりますか。	交付決定の取消し、補助金を支払い済みの場合は支払い額を返還してもらうことになります。
7	食品衛生責任者養成講習会等の受講料についてのみ補助を受けることはできますか。	できません。あくまで本補助金は物価高騰に伴う負担の軽減を主目的としているものであるため、食料費の補助が前提となります。
8	有資格者の設置は、どのように確認しますか。	申請の際に、有資格者を含んだ構成員名簿を提出してもらい確認します。また、年度内の活動終了後、実績報告の際に名簿上にいる方が有資格者であることを証する書類（食品衛生責任者養成講習会の修了書）を提出いただきます。 この際、修了書の発行日は交付決定日の翌日から起算して30日経過した日以前でなければなりません。 例）4月1日交付申請、4月7日交付決定の場合 4月8日から数えて30日目にあたる5月7日以前の日付で発行された修了証でなければなりません。
9	有資格者は、全ての活動に参加していなければなりません。	全ての活動に参加する必要はありません。ただし、極力活動には参加し、食品衛生に係る知識を活動内に共有するよう努めてください。
10	有資格者の配置について、応援として参加してもらうことは、要件として認められますか。	応援は配置と認めません。恒常的な構成員として参加することを配置とします。したがって、配置される有資格者の人件費は、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金において、謝礼金の補助対象となりません。
11	食品衛生責任者養成講習会の補助は、何人でも補助の対象となりますか。	1か所当たり1人までとなります。
12	活動内に有資格者が既にいますが、別の人に食品衛生責任者養成講習会を受講してもらう場合、補助の対象となりますか。	なります。可能な限り最新の情報を活動内で共有していただくようお願いいたします。

13	交付申請には何が必要になりますか。	次のとおりです。 ・旭川市子どもの居場所づくり物価高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号） ・事業計画書（様式第2号） ・補助金交付申請額算出調書（様式第3号） ・実施団体等の構成員名簿（有資格者（予定者含む）も含む） ・その他市長が必要と認める書類
14	事業内容を変更又は事業を廃止する場合、手続きは必要になりますか。	次の資料の提出が必要になります。 ・旭川市子どもの居場所づくり物価高騰対策支援補助金（変更・廃止）承認申請書（様式第5号） ・変更に関係する資料
15	当初予定していた献立を変更した場合、変更承認申請は必要になりますか。	基本的には不要です。ただし、献立の変更により交付される見込みの額が増額する場合は、変更承認申請が必要になりますので御注意ください。 また、実施回数の増により補助基準額も変動しますので、当該変更により補助基準額が増額し交付される見込みの額が増額する場合も変更承認申請が必要となります。
16	食事の提供を行わず子どもの居場所づくりを行った場合は、実施回数を1回としてよいですか。	本補助金における実施回数は、食事提供を行った際の居場所づくりを1回として認めます。 例）子ども食堂・学習支援を計15回実施し、そのうち3回食事提供を行った場合 実施回数は3回となります。
17	食事提供に当たって、注意すべきことはありますか。	食品衛生のほかアレルギーにも十分注意してください。食事を提供する相手方ごとにアレルギーの有無・アレルギーの対象となる食品名を確認し、記録するようにしてください。実績報告の際に、この記録も提出いただきます。活動の周知に当たっては、アレルギーに係る確認を行う旨伝えるなど、円滑な運営ができるよう御対応願います。 なお、確認は子ども・保護者関係なく行ってください。同一人に複数回確認を行う必要はありません。

18	実績報告には何が必要になりますか。	次の資料が必要になります。 ・旭川市子どもの居場所づくり物価高騰対策支援補助金実績報告書（様式第6号） ・事業実績報告書（様式第7号） ・事業収支報告書（様式第8号） ・支出を証する書類の写し（ただし、経費の内訳がわかり、補助対象となるもの以外の経費は含んでいないレシート等としてください。） ・実施団体等の構成員名簿（有資格者含む） ・上記構成員名簿に掲載されている者が有資格者であることを証明できるもの（食品衛生責任者養成講習会の修了証） ・食事を提供する相手方の食物アレルギーについて確認を行ったことがわかるもの
19	年度内の活動終了前に、補助金の交付を受けることはできますか。	原則は活動が終了し、必要な金額が確定してからになりますが、概算払いも可能です。その場合、次の資料を提出してください。 ・旭川市子どもの居場所づくり物価高騰対策支援補助金概算払申請書（様式第10号） ・資金収支計画書（任意様式） 上記書類から内容を審査し、真に必要であると認められた場合に、概算払いを行います。
20	旭川市子どもの居場所づくり支援補助金と合わせて補助を受けることはできますか。	できます。 ただし、本補助金及び旭川市子どもの居場所づくり支援補助金以外の旭川市の補助金を活用する場合、当該活動は補助対象外となりますので御注意ください。